

○ 水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月２９日付け２農振第３５３４号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第１ 目的及び趣旨 水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）は、<u>食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与している農業水利施設の施設管理者を支援し、施設機能の適正な発揮を図ることを目的とする。</u>	第１ 目的及び趣旨 <u>農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められている。このため、水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）は、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。</u>
第２ 事業の内容 １ 一般型 一般型は、水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）<u>又は水資源機構営造成施設及びこれと一体不可分な国営又は水資源機構営附帯都道府県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区、土地改良区連合又は市町村（以下「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。</u> ２ <u>連携管理保全型</u> <u>連携管理保全型は、連携管理保全計画（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11に規定する連携管理保全計画）及び管理強化計画に基づき、国営造成施設等を管理する土地改良</u>	第２ 事業の内容 １ 一般型 一般型は、水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区<u>又は土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。</u> （新設）

区等に対する支援を行う。

3 特別型

(1) 流域治水対策

流域治水対策は、農業水利施設（1及び2の対象となるものを除く。）において、流域治水推進計画を策定して実施する、以下のいずれかの取組に対する支援を行う。

ア （略）

（ア）・（イ） （略）

イ・ウ （略）

(2) 渇水・高温対策

渇水・高温対策は、農業水利施設（1及び2の対象となるものを除く。）において、渇水・高温対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

(3) 特定外来生物対策

特定外来生物対策は、国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設において、施設機能の適正な発揮のために、特定外来生物対策計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

4 管理水準向上型

(1) 管理水準向上型は、管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）に基づき、1、2及び3の事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う事業とする。

(2) （略）

5 包括的民間委託推進型

(1) 包括的民間委託推進型は、包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）に基づき、1、2及び3の要件に該当する施設において、複数の施設の管理業務、単

2 特別型

(新設)

特別型は、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する農業水利施設（一般型の対象となるものを除く。）において、流域治水推進計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

(1) （略）

ア・イ （略）

(2)・(3) （略）

(新設)

(新設)

3 管理水準向上型

(1) 管理水準向上型は、管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）に基づき、1及び2の事業を行う施設管理者に対して、最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う事業とする。

(2) （略）

4 包括的民間委託推進型

(1) 包括的民間委託推進型は、包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）に基づき、1及び2の要件に該当する施設において、複数の施設の管理業務、単一の

一の施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託（以下「包括的民間委託」という。）に取り組む施設管理者を支援する事業とする。

(2) (略)
(削る。)

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第4 水利施設管理強化計画

施設の複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託（以下「包括的民間委託」という。）に取り組む施設管理者を支援する事業とする。

(2) (略)

5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネルギー化推進型は、省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）に基づき、次の各号のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る事業とする。

ア 一般型又は特別型の対象施設

イ 直近12か月の施設の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であった施設管理者が管理する農業水利施設

(2) 事業実施期間は、令和6年度までとする。

第3 事業実施主体

1 一般型

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

2 特別型

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

3 管理水準向上型

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

4 包括的民間委託推進型

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

5 省エネルギー化推進型

事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区等とする。

第4 水利施設管理強化計画

- 1 管理強化計画は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。
- 2 策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的・経済的状况の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。
- 3 連携管理保全型においては、連携管理保全計画と整合させて、管理強化計画を策定するものとする。

(削る。)

第7 事業の申請

1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 一般型又は連携管理保全型を実施しようとする市町村長にあっては、管理強化計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、一般型又は連携管理保全型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、

一般型の管理強化計画は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的的状况の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。

(新設)

第7 省エネルギー化推進計画

省エネルギー化推進型の省エネ計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、施設管理者以外が事業実施主体の場合にあっては事業実施主体と施設管理者が施設の省エネルギー化の方策を協議するものとする。

第8 事業の申請

1 一般型

- (1) 一般型を実施しようとする市町村にあっては、管理強化計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内

沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

2 特別型

- (1) 特別型を実施しようとする市町村長にあっては、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 管理水準向上型を実施しようとする市町村長にあっては、向上計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (略)

4 包括的民間委託推進型

- (1) 包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村長にあっては、委託推進計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (略)
- (削る。)

閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

2 特別型

- (1) 特別型を実施しようとする市町村にあっては、流域治水推進計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、流域治水推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

3 管理水準向上型

- (1) 管理水準向上型を実施しようとする市町村にあっては、向上計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (略)

4 包括的民間委託推進型

- (1) 包括的民間委託推進型を実施しようとする市町村にあっては、委託推進計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (略)

5 省エネルギー化推進型

- (1) 省エネルギー化推進型を実施しようとする市町村又は土地改良区等にあっては、省エネ計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、省エネルギー化推進型を実施しようとする

る市町村長若しくは土地改良区等から事業の実施の申請があつたとき又は都道府県が当該事業を実施しようとするときは、遅滞なく省エネ計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第8 事業の採択

1 地方農政局長等は、第7の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

2 （略）

第9 計画の変更

1 一般型及び連携管理保全型

（1）（略）

（2）管理強化計画の変更を行った市町村長にあつては、変更後の管理強化計画を都道府県知事に提出するものとする。

（3）（略）

2 特別型

（1）流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行った市町村長にあつては、変更後の流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画を都道府県知事に提出するものとする。

（2）都道府県知事は、流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行った市町村長から変更後の流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の提出があつたとき又は都道府県が流域治水推進計画、渇水・高温対策計画又は特定外来生物対策計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長

第9 事業の採択

1 地方農政局長等は、第8の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に採択通知書を交付するものとする。

2 （略）

第10 計画の変更

1 一般型

（1）（略）

（2）管理強化計画の変更を行った市町村にあつては、変更後の管理強化計画を都道府県知事に提出するものとする。

（3）（略）

2 特別型

（1）流域治水推進計画の変更を行った市町村にあつては、変更後の流域治水推進計画を都道府県知事に提出するものとする。

（2）都道府県知事は、流域治水推進計画の変更を行った市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があつたとき又は都道府県が流域治水推進計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

等に報告するものとする。

3・4 (略)
(削る。)

第10 補 助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる連携管理保全型の事業費、別表3に掲げる特別型の事業費、別表4に掲げる管理水準向上型の事業費及び別表5に掲げる包括的民間委託推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第11 報 告

1・2 (略)
(削る。)

3・4 (略)

5 省エネルギー化推進型

(1) 省エネ計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第7の手續に準じて変更を行うものとする。

(2) 省エネ計画の変更を行った市町村又は土地改良区等においては、変更後の省エネ計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、省エネ計画の変更を行った市町村長若しくは土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は都道府県が省エネ計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に報告するものとする。

第11 補 助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費、別表2に掲げる特別型の事業費、別表3に掲げる管理水準向上型の事業費、別表4に掲げる包括的民間委託推進型の事業費及び別表5に掲げる省エネルギー化推進型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第12 報 告

1・2 (略)

3 省エネルギー化推進型

(1) 市町村又は土地改良区等は、省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内における各事業年度の実施結果を都道府県知事に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の規定により市町村長若しくは土地改良区等から報告を受けたとき又は都道府県が省エネルギー化推進型を実施したときは、省エネ計画の実施期間内におけ

第12 (略)

別表1

一般型の事業費		
ア～ウ (略)		
		(略)

注 別表5の費用を除くものとする。

別表2

<u>連携管理保全型の事業費</u>	
<u>ア</u>	<u>施設の管理に要する費用</u>
	<u>連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の管理に要する費用。</u>
<u>イ</u>	<u>その他</u>
	<u>連携管理保全計画及び管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用。</u>

注 別表5の費用を除くものとする。

別表3

特別型の事業費		
(1) 流域治水対策		
	ア (略)	
		(略)

る各事業年度の実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

第13 (略)

別表1

一般型の事業費		
ア～ウ (略)		
		(略)

注 別表4の費用を除くものとする。

(新設)

別表2

特別型の事業費 (新設)		
	ア (略)	
		(略)

	イ	(略)
		(略)
(2) 渇水・高温対策		
	ア	<u>基礎的取組</u> <u>渇水・高温対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。</u>
	イ	<u>追加的取組</u> <u>渇水・高温対策のための用水対策（渇水対策のためのBCPの策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等）に要する費用。</u>
(3) 特定外来生物対策		
	ア	<u>基礎的取組</u> <u>特定外来生物対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。</u>
	イ	<u>追加的取組</u> <u>特定外来生物対策（資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等）に要する費用（特定外来生物の最終処分に要する費用は除く。）</u>

注 別表5の費用を除くものとする。

別表4・別表5（略）

（削る。）

	イ	(略)
		(略)
(新設)		
(新設)		

注 別表4の費用を除くものとする。

別表3・別表4（略）

別表5

省エネルギー化推進型の事業費

	ア	<u>省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用</u>
		<u>省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組に要する費用</u>
	イ	<u>農業水利施設の管理に要する費用</u>
		<u>省エネ計画に位置付けられた農業水利施設の管理に要する費用</u>

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度において、連携管理保全型は、土地改良法第57条の14に規定する協議会を設置しており、連携管理保全計画を策定することが確実と見込まれる土地改良区等を支援の対象に含めることとする。
- 3 令和7年度において、第7の1、2又は3に基づき事業の採択を申請する場合の事業採択申請書の提出期限は、令和7年12月末日までとする。
- 4 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告については、なお従前の例による。